

◇番号	201506								
◇研究機関名	国立大学法人山口大学								
◇件名	教育学部における公的研究費の不正使用について								
◇経緯・概要	<p>【発覚の時期及び契機】 平成 27 年 1 月から行われた旅費に関する内部監査において、出張復命書の記載事実が確認できない事態が認められるとの学内通報（27 年 3 月）を受けた。</p> <p>【調査に至った経緯等】 予備調査を行った結果、不正使用の疑いがあるため、調査委員会を設置して調査を行う必要があると判断。</p>								
◇調査	<p>【調査体制】 国立大学法人山口大学公的研究費不正対応委員会の下に調査委員会（学内委員 6 名、学外委員 1 名（弁護士）計 7 名）を設置して調査を実施。</p> <p>【調査内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査期間 平成 27 年 4 月～平成 27 年 11 月 ・調査対象 調査対象者が関わった旅費・謝金（対象期間：平成 20 年 10 月～平成 27 年 3 月） ※物件費については平成 22 年 10 月から契約課（事務部門発注）となっているため対象外。ただし、換金性の高い物品に関しては現物確認を実施。 ・調査方法 関係書類の調査、関係教職員に対する聞き取り（調査対象者 3 回、関係者 8 回（延べ 16 人））及び関係機関等への書面調査（宿泊先 47 施設（90 件）、用務先 99 件、兼業先 9 機関（24 件））等により事実確認。 								
◇調査結果	<p>【不正の種別、具体的な内容】 平成 23 年度から 26 年度までの 151 件の出張のうち、57 件において旅行命令後に出張日程の変更や取り止め、出張用務を達成できなかったにもかかわらず旅行命令の取消・変更の手続きを怠ったことにより過払い金を発生させた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①旅行命令や出張復命書に記載された出張期間や宿泊地等が異なる出張（30 件） ②実際の行程が他の旅行命令（又は兼業）と重複する出張（3 件） ③出張の取り止めや出張用務を達成できなかったにもかかわらず旅行命令の取消・変更を行わなかった出張（24 件） <p>・不正等に支出された研究費等の額及びその用途（私的流用の有無）</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>資金の種別</th> <th>不正に支出された研究費の額</th> <th>不正に関与した研究者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>科学研究費補助金</td> <td>1,393,765 円</td> <td rowspan="2">1 名</td> </tr> <tr> <td>運営費（大学経費）</td> <td>348,480 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>本事案が内部監査により発覚するまでの間、本人からの返還手続き（出張の取消・変更）もなく、大学から調査対象者に旅費を入金している口座は普段、私的な生活のために使われている口座であるため、結果的に私的流用があったと判断せざるを得ない。</p> <p>【調査を踏まえた機関としての結論と判断理由】 個人の利益を得るために計画的・意図的に行われたものとは断定できない。しかし、出張日程に変更等があった際も速やかに手続きを行わず、後日、当初の</p>	資金の種別	不正に支出された研究費の額	不正に関与した研究者数	科学研究費補助金	1,393,765 円	1 名	運営費（大学経費）	348,480 円
資金の種別	不正に支出された研究費の額	不正に関与した研究者数							
科学研究費補助金	1,393,765 円	1 名							
運営費（大学経費）	348,480 円								

	<p>計画どおりの報告を行っていたものと考えられること、当該行為は、研究費が公的資金であるという認識の欠如、規則に対する法令遵守意識の欠如に基づくものであり、複数年にわたり継続して出張の取消や変更の手続きを怠り、過払い金を発生させたことは重大な過失による研究費の不正使用であると判断した。</p>
<p>◇不正の発生要因と再発防止策</p>	<p>【発生要因】</p> <p>(1) 出張の事実確認 平成 23 年度より出張復命書に宿泊先を明記するよう様式を変更したが、宿泊を証明する書類（宿泊施設が発行する領収書、宿泊証明書等）の提出は求めていなかった。</p> <p>(2) 研究費の使用に関する意識 研究費が公的資金であるという認識及び規則に対する法令遵守意識の欠如により、出張命令の変更・取消手続きを怠っていた。</p> <p>【再発防止策】</p> <p>(1) 出張事実を証明する必要な書類の確認 宿泊事実を証明する書類の提示を求め、旅行命令担当部署において出張復命書に記載されたホテル名と宿泊日を確認する。</p> <p>(2) 研究費使用に関する意識改革</p> <p>①旅行命令及び旅行命令の変更手続きについて 出張者と旅行命令担当部署において、用務内容及び日程等の確認を行い、旅行命令簿を適切に記載するようさらに徹底、やむを得ない事情により旅行命令等に従って旅行することができない場合、速やかに旅行命令等の変更又は取消を行う必要があることをあらためて周知。</p> <p>②出張復命書について 現在、出張復命書には、用務先、用務内容（面談者等を含む）、宿泊先等を記載することとしているが、用務内容については詳細に記載するよう注意書きを追加する。併せて、面談者等の欄を設け確実に打合せ等の相手方の所属・氏名を記載することにより、事後確認ができるように様式の変更を行う。</p> <p>③事務職員の意識改革 事務職員は知識の習得に努め、研究者からの相談窓口としての機能強化を図り、日常における研究者とのコミュニケーションに努めることを徹底。</p> <p>④研究費の適正使用等に関する研修会 上記について研修会や各部局の会議等において徹底を図る。また、不正使用等を行った場合の処分や研究費返還等について再徹底。</p> <p>⑤教育・研究メンター制度等導入の検討 教育・研究活動においては、研究者や研究支援人材、学生、外国人といった研究活動を行う人材の多様化や共同研究体制の複雑化の中で、教育・研究活動のアカウンタビリティの徹底がはかられるよう適切な支援・助言ができる環境（一定の職務経験のある教員等の配置による教育研究活動等に係る相談ができる環境等）の整備を検討する。</p>

◇その他(研究機関が行った措置)	<ul style="list-style-type: none">・関係者の処分 山口大学就業規則等に基づき、停職2か月15日間とした。・公的研究費の取扱い 学内通報を受けて以降の出張(平成27年3月:3件)を取消(平成26年度) 当該教員に係る公的研究費の執行を停止(平成27年度)・本件の公表状況 平成28年3月25日(金) プレスリリース(氏名公表あり) 平成28年3月25日(金)～ 山口大学ホームページに掲載(氏名公表あり)
------------------	---